

一名) 賃金の支拂も一週分を延期せる爲三月六日午前八時從
業員は賃金即時支拂を要求し一齊に罷業をなしたるに因る。

十一、要求事項

未拂賃金(採炭夫五日分日給。日給者半月分) 參百圓餘の額
時支拂

十二、経過並解決

吾業主は從業員の強硬なる要求に遭ひ極力金策に奔走したる
結果漸く融通の見込立ちたる爲翌三月七日午前八時從業員と
會見し經營の困難なる事情を説明して瞭解を求め同日午後三
時迄に可及的金額を支給する事にて解決したのである。

發第一三九號

昭和十二年七月二日

福岡出張所長 清 原 進

日本火藥製造株式會社折尾作業所労働爭議(再發) 狀況
別紙の通御送付申上候